

各 論

第 1 部 地域における子育ての支援

第1部 地域における子育ての支援

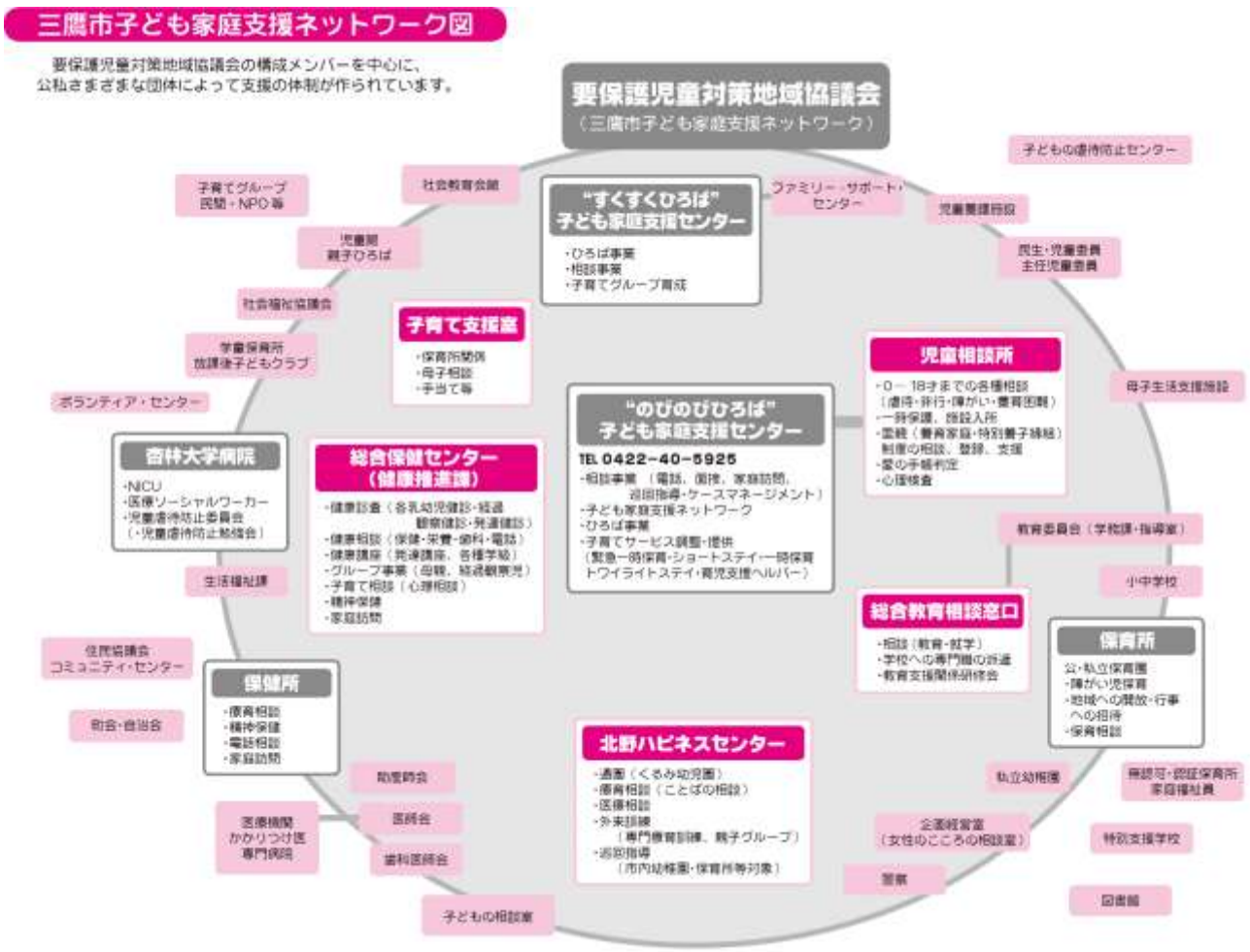
少子化が進展する日本社会において、次世代を担う子どもたちの育ちを保障する仕組みを作っていくことは、行政に課せられた大きな使命であるとともに、国家レベルで取り組むべき課題として広く議論されています。

さらに長引く不況の影響から、家族の経済的自立を図っていくことと子どもを育てていくことの両立を図る上での諸課題に対する対応が、地域に対して求められています。

子どもの成長発達に関する第一義的な責任は、その保護者に帰することは大前提であるとしても、三鷹市のように都市化や核家族化の進展した地域環境の下では、行政と企業及び市民とNPO等を含む全ての担い手が協働することにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が可能になっていくのです。

三鷹市では、周産期から18歳までの子どものライフステージを考慮し、全ての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活できるよう、地域全体で子どもの成長を支える子育て支援策を推進しています。同時に、地域における多様な参画と協同による子育て支援体制の基本的整備と、全ての子育て家庭を支援する環境づくりを可能にする、在宅子育て支援と施設保育支援の具体的なあり方を検証していきます。

■三鷹市子ども家庭支援ネットワーク図



■施策・事業の体系

I 地域の子育て家庭を支援する	1 総合的な子育て支援サービスの展開	(1)子育て支援総合コーディネート機能の強化	①地域子育て支援拠点の整備 ②多様な子育て講座の開催
		(2)子育て相談事業の充実	①子ども家庭支援ネットワークの充実 ②家族単位での相談・支援体制の推進 ③インターネットを活用した子育て相談の充実
		(3)子育て支援情報の提供	①インターネットを活用した子育て支援情報の提供（「みたか子育てネット」の活用） ②子育て支援情報マップの作成
		(4)保育所機能の地域での活用	①保育所の地域開放事業の充実
		(5)親支援プログラムの展開	①子育てワークショップの実施 ②子育てワークショップのファシリテーターの養成
		(6)経済的支援の充実	①児童手当の拡充
	2 在宅の子育て支援サービスの拡充	(1)一時保育事業等の拡充	①一時保育事業の拡充 ②トワイライトステイ事業の充実 ③休日保育事業の運営の充実 ④夜間保育事業の運営の検討
		(2)緊急一時保育事業の拡充	①緊急一時保育事業の充実
		(3)子どもショートステイ事業の充実	①子どもショートステイ事業の充実
		(4)ファミリー・サポート・センター事業の充実	①ファミリー・サポート・センター事業の充実
		(5)育児支援ヘルパー事業の充実	①育児支援ヘルパー事業の充実
	3 親子交流事業等の拡充	(1)保育所地域開放事業の充実	①保育所における地域開放事業の充実
		(2)子育てひろば事業の拡充	①子ども家庭支援センターのびのび・すくすくひろば運営の充実 ②むらさき子どもひろば運営の充実 ③出前型親子ひろば事業の拡充
		(3)三世代交流事業の推進	①三世代交流事業の推進
		(4)NPO等との連携	①交流事業の支援とNPOとの連携 ②おやこひろば事業「チョコッとあっぴるーむ」の実施
	4 地域における子育てグループの育成	(1)地域の子育てグループの育成	①子育てグループ育成支援事業の充実 ②保育付き自主グループの支援充実
		(2)ファミリー・サポート・センター事業の充実	①ファミリー・サポート・センター事業の充実のための子育てボランティア育成と地域活動の推進

Ⅱ 待機児童の解消への取り組みと保育サービスの充実	1 待機児童解消への取り組み	(1)認可保育所の拡充	①認可保育所の改修・建替等による定員の拡充及び弾力化
		(2)認証保育所の拡充	①認証保育所の拡充
		(3)家庭福祉員（保育ママ）の拡充	①家庭福祉員（保育ママ）の拡充
		(4)幼稚園の預かり保育の拡充	①幼稚園の預かり保育の拡充
		(5)認定こども園の拡充	①認定こども園の拡充
		(6)事業所内保育施設等の開設	①事業所内保育施設等の開設
	2 保育サービスの充実	(1)延長保育の拡充	①延長保育の拡充
		(2)病児保育事業の充実	①病児保育事業の充実
		(3)産休明け保育等への対応	①誕生後57日目からの受け入れの実施
		(4)年末保育の実施	①年末保育の実施
		(5)働き方に即した保育サービスの提供	①多様な保育サービスの提供
		(6)保育の質の確保	①保育の質の確保の実施
		(7)第三者機関によるサービス評価の実施と支援	①第三者機関によるサービス評価の支援
		(8)保育関係者の連携の強化	①保育関係者の連携の強化
	3 私立幼稚園との連携	(1)私立幼稚園と保育所との連携と役割分担の検討	①私立幼稚園と保育所との連携と役割分担の検討
		(2)私立幼稚園の預かり保育に係る助成制度の在り方の検討	①私立幼稚園の預かり保育に係る助成制度の在り方の検討
	4 民間保育所等の支援	(1)民設民営保育所への助成	①民設民営保育所への助成
		(2)認証保育所、認可外保育施設等への助成	①認証保育所、認可外保育施設等への助成
	5 効率的な保育園の運営	(1)市立保育所の効率的運営の検討とその実施	①市立保育所の効率的運営の検討とその実施
		(2)市立保育所の運営形態の見直し	①公設民営保育所の運営の充実
	6 財源の確保と費用負担のあり方の検討	(1)認証保育所、認可外保育施設利用者への助成	①認証保育所、認可外保育施設利用者への助成の検討
		(2)適正な受益者負担のあり方の検討	①認可保育所における適正な保育料のあり方の検討

I 地域の子育て家庭を支援する

1 総合的な子育て支援サービスの展開

都市化する地域環境の中で子どもが健やかに育っていくためには、保護者の子育て不安を解消するとともに、必要な情報を必要なときに提供できる体制が不可欠であり、子育て家庭同士が密接に交流できるネットワークが求められています。

昨今の児童福祉法改正により、地域における子育て支援拠点の整備が制度として位置づけられました。三鷹市においては、条例により平成9年度に設置した「三鷹市子ども家庭支援センター」を中心として、地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、多様な子育て支援サービスを一元的に把握、管理し、利用者へのサービス情報の提供・具体的な支援を推進しています。

同時に、多様な在宅子育て支援サービスメニューの整備・提供と同時に、市民及び企業並びにNPO等の協働による在宅子育て支援環境の整備に向けて取り組んでいます。

(1) 子育て支援総合コーディネート機能の強化

「子ども家庭支援センター」を拠点に、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスが提供できるよう、子育て支援サービスの総合コーディネート機能を強化します。あわせて、在宅の子育て支援を強化するため、拠点の地域展開を充実していきます。

【事業の実施状況と方針】

① 地域子育て支援拠点の整備		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
三鷹市では、早くから保育園の地域開放事業や児童館の子育て支援事業を始めると共に、平成9年には「子ども家庭支援センターすくすくひろば」を条例設置し子育て支援施策の拠点施設と位置付け、身近な地域での子育て相談事業・ひろば事業を展開してきました。平成14年には、子育て支援の拠点として2か所目となる「子ども家庭支援センターのびのびひろば」を設置し、関係機関によるネットワークを基盤に、身近な地域での子育て不安から児童虐待など深刻なケースに至るまで、子どもと家庭に関する相談機能の強化を図っています。	○継続 ○サテライトの設置の検討	子育て支援室

② 多様な子育て講座の開催		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
助産師、人材育成コンサルタント、リトミック講師、親子ヨガなどの講師による定員制の講座を展開しています。ひろばに足を運ぶきっかけになるように特に0歳児向けの内容の充実に努めています。 ■講座の内容■ ・音楽リトミック講座 1歳半～3歳対象にすくすくひろば及びコミュニティセンターにて(年5回) ・助産師・ベビーマッサージ(10ヶ月未満児対象) ・4ヶ月未満児を持つ親子の集い(年7回) ・育児講座、父子講座(年3回) ・栄養相談、保健相談(月1回) ・栄養士による離乳食講習会 コミュニティセンターにて(年3回)	○充実 ○市職員、専門職の活用等により1歳～1歳半の子どもが参加でき、また親子で参加できるプログラムの充実	子育て支援室

<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーサイン 6ヶ月～1歳未満 (年2回) ・ベビーヨガ ハイハイ期 うつ伏せ期 (年2回) ■課題■ ・1歳～1歳半の子どもが参加するもの、また親子で参加できるプログラムの実現 ・講座は定員制のため、予約が殺到し講座を受けられない親子がいる。 		
---	--	--

(2) 子育て相談事業の充実

「子ども家庭支援センターのびのびひろば」と「総合教育相談窓口」を拠点に、関係機関による子ども家庭支援ネットワークの連携を強化し、相談体制をさらに充実していきます。

■「のびのびひろば」相談内容と件数

区分		年度	17	18	19	20
相談内容	養護相談	児童虐待相談	1,092	1,344	103	117
		その他の相談	362	408	145	169
	保健相談		2	15	0	3
	障がい相談	肢体不自由相談	3			
		視聴覚相談	5			
		言語発達障がい等相談	10	51	33	19
		重症心身障がい相談	0			
		知的障がい相談	6			
	非行相談	自閉症等相談	40			
		ぐ犯行為等相談	0	2	2	5
			触法行為等相談	0		
	育成相談	性格行為相談	42			
		不登校相談	73	135	90	80
		適性相談	0			
		育児・しつけ相談	103			
その他の相談		106	119	73	28	
合計			1,844	2,074	446	421

注：平成17年度から相談内容区分を変更

注：東京都統計報告要領変更に伴い平成19年度から延べ相談件数から新規相談件数に変更

【事業の実施状況と方針】

① 子ども家庭支援ネットワークの連携の強化		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>子ども家庭支援センターのびのびひろばを中心に、子ども家庭支援ネットワークの連携を強化し多様な子育てサービスを一元的に把握・管理し相談内容に応じて、家族単位でサービス情報の提供・具体的な支援体制を充実させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月「要保護児童対策地域協議会」を設置。(名称は「子ども家庭支援ネットワーク」を継続使用) ・要保護指導地域対策協議会の代表者会議(1回/年)、実務担当者会議(6回/年)を実施し、より地域が一体となった相談体制や未然防止のシステムの構築を図ってきました。 一方で、教育委員会では、平成17年度までは、教育相談(室)、メンタルフレンド派遣事業、教育相談関係研修会は教育センターが、都ス 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続・拡充 ○必要に応じて、福祉・療育、保健・医療機関等と連携を図り、0歳から18歳までのライフステージにおける乳幼児・児童・生徒、保護者のニーズに応じた支援を 	<p>子育て支援室 指導室 学務課 北野ハピネスセンター</p>

<p>クールカウンセラー派遣事業、市スクールカウンセラー派遣事業・連絡会・研修会、巡回発達事業（旧学習障がい児等指導相談事業）学習指導員派遣事業、特別支援教育関係研修会（旧心身障がい教育研修会）は指導室が、就学相談（室）、就学支援委員会（旧就学指導委員会）は学務課が担当するなど、複数の部署で子どもの相談等に関わる事業を行っています。</p> <p>平成18年度に総合教育相談窓口を設置し、これまで教育委員会内の別々の部署で行っていた就学相談や教育相談事業、学校等への教育支援にかかわる派遣事業、教職員等に対する研修事業等を統合しました。</p> <p>総合教育相談窓口では、来所した幼児・児童・生徒や保護者のニーズに応じて福祉、保健、医療等の相談を総合教育相談窓口の相談室を提供してその場で相談できるような、ワンストップサービスの向上に努めています。</p> <p>また、総合教育相談窓口が教育、福祉、保健、医療等、専門諸機関と連絡・調整を図り、三鷹市として、支援が必要な乳幼児・児童・生徒等に対する総合的な支援を行うために、「子ども家庭支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）との緊密な連携を図っています。</p> <p>教育相談に関わる事業が総合教育相談窓口に統合されて以降は、発達にかかわる相談件数が増えており、心理検査の依頼等が増加しています。また、乳幼児・児童・生徒及び保護者のニーズにあった支援を円滑に行うことができるようになりました。</p> <p>就学前児童で発育・発達に障がいがあったり、気になる子どもの相談・療育訓練を行う市内唯一の機関として北野ハピネスセンターでは、必要に応じてくるみ幼稚園や親子グループ、心理療法・言語訓練などの支援を受けるシステムとなっています。</p> <p>幼稚園・保育園への巡回指導や、就園・就学支援で幼稚園・保育園との連携を深め、療育支援を行った就学前児童の円滑な就学をフォローするために、とりわけ総合教育相談窓口とは緊密な連携を図っています。</p> <p>■平成20年度の実績■ 子ども家庭支援センター事業：2／代表者会議：1 実務担当者会議：6／研修会：2／ケース検討会：64回 スクールソーシャルワーカーの導入：研究 学習指導員：5人（1名）</p> <p>■課題■ ・実務担当者会議出席者の固定化により、新しい職員のスキルアップの機会が確保できず、レベルアップに差が生じてしまう可能性がある。 ・児童虐待相談対応の第一義的窓口としてよりきめ細やかな対応強化が求められている中、調整機関である子ども家庭支援センターの体制強化は欠かせない（⇒組織の在り方や人的体制の整備の検討が求められている）。 ・相談や子どもの問題の背景に、教育以外の保健、福祉、医療等の対応を要する様々な要因が複雑になっている場合のネットワーク間の円滑な連携</p>	<p>行います。</p>	
--	--------------	--

②-1 家族単位での相談・支援体制の推進		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>子どもの発達や子育ての方法等に不安をもつ親を対象に心理相談員による個別相談を実施し、親の育児支援を行うと共に子どもの健全育成を図っています。</p> <p>個別相談は、①子どもの発達を中心とした相談②親の問題整理や気持ちを確かめる相談に分けて実施しています。</p> <p>■20年度の実績■ 子育て相談（子）：281人 子育て相談（親）：202人</p> <p>■課題■ ・親の相談は問題解決までに時間がかかるので、親の支援を強化していくことが必要である。</p>	<p>○親相談の充実を図ります。</p>	<p>健康推進課</p>

②-2 家族単位での相談・支援体制の推進		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>深刻で複雑な問題を抱えるケースの増加により、より一層、ソーシャルワークの視点が大切になってきています。問題を家族全体の中で捉えながら、ネットワークの構成機関をはじめとした地域の連携の中で支援を行ってきています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度よりケース受理会議を実施 平成 19 年 12 月より杉並児童相談所と虐待進行管理会議を実施 平成 20 年 4 月 1 日より子ども家庭支援センター内で相談統括制の実施 <p>■20 年度の実績■ 新規受理件数：421 件 虐待新規受理件数：117 件</p> <p>■課題■ ・教育相談との連携</p>	<p>○充実 ○教育相談との連携を強化します。</p>	<p>子育て支援室</p>
②-3 家族単位での相談・支援体制の推進		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>「子ども家庭支援センターのびのびひろば」を拠点に、関係機関による総合的なこどもと家庭の支援ネットワークを構築し、相談事業を行っています。</p> <p>生活保護において、子どもがいる被保護世帯のうち、何らかの問題があり、自力での解決が困難な世帯については、問題解決を図るために、地区担当員が中心となりセンターに連絡・相談を行っています。</p> <p>また、センターからも保護世帯と判明した場合には、地区担当員に連絡が入るなど、お互い協力体制を取っています。</p> <p>関係機関との連携が図れることで、専門家の意見などを聞くことができ、問題の解決に役立っています。</p>	<p>○継続</p>	<p>子育て支援室 生活福祉課</p>
③-1 インターネットを活用した子育て相談の充実		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>「みたか子育てねっと」内にある相談室からあった相談について、回答を行っています。相談内容も様々であり、内容に応じ関係部署に回答作成を依頼しています。</p> <p>■課題■ ・相談内容によって回答する部署が異なるが、その振り分けをするのが難しい。相談内容が広範だったり複雑な場合、どの部署に回答してもらうのか判断が難しく、回答までに時間がかかってしまう可能性がある。</p>	<p>○相談に回答する関係部署との連携を強化し、回答の迅速化に努めます。</p>	<p>子育て支援室</p>
③-2 インターネットを活用した子育て相談の充実		
事業の実施状況	今後の方針	担当課
<p>「子ども家庭支援センターのびのびひろば」を拠点に、関係機関による総合的なこどもと家庭の支援ネットワークを構築し、相談体制を拡充しています。</p> <p>子どもの発達や特性に対して、専門的視点からアセスメントや療育を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通園（くるみ幼稚園） 療育相談 医療相談 巡回療育相談 外来療育訓練（専門療育訓練、親子グループ） 巡回指導（市内保育園、幼稚園等対象） <p>○メールによる相談の受付け、対応。 要療育ケースの場合は、メール相談から専門療育へとつなげています。（早期発見早期療育）</p>	<p>○継続</p>	<p>北野ハピネスセンター</p>